

オフィス恩

ちょっと Chat

社労士事務所オフィス恩 代表 橋本 麻由美 (はっしい)
特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント
行動指針作りアドバイザー・承認コミュニケーター
日本褒め言葉カード協会インストラクター
持ち味ファシリテーター
日本ストレスチェック協会ファシリテーター

なんと！！

4月7日は
労務管理の日

1947年4月7日に
労働基準法が公布されたことに
因んで制定されたそうです



令和4年4月からの年金制度

年金制度改正法(令和2年法律第40号)等の施行により、年金制度の一部が改正されます。4月からどのように変わるのか見ていきます。

◆繰下げ受給の上限年齢引き上げ

老齢年金の繰下げ年齢の上限が75歳に引き上げられます(現在の上限は70歳)。また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰下げの上限が10年に引き上げられます(現在は5年)。

◆繰上げ受給の減額率の見直し

年金の繰上げ受給をした場合の減額率が、1月あたり0.4%に変更されます(現在は0.5%)。

◆在職老齢年金制度の見直し

60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲が拡大されます(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準が28万円から47万円に緩和。65歳以上の在職老齢年金と同じ基準に)。

◆加給年金の支給停止規定の見直し

加給年金の加算対象となる配偶者が、被保険者期間が20年(中高年齢者等の特例に該当する方を含む)以上ある老齢、退職を支給事由とする年金の受給権を有する場合、その支給の有無にかかわらず加給年金が支給停止となります(経過措置あり)。

◆在職定時改定の導入

現在は、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となった場合、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されますが、在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回定時に改定が行われるようになります。

◆国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え

国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、「基礎年金番号通知書」が発行されることとなります。既に年金手帳を所持している方には「基礎年金番号通知書」は発行されません。

☆ちなみに、私の年金手帳は「オレンジ色」です。(￣▽￣)



【日本年金機構「令和4年4月から年金制度が改正されます」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0228.html>



先月のオフィス恩の活動

第1部 『がんになっても働き続けられる時代』

2人に1人が罹患するといわれる「がん」について、最前線で活躍する医師によるセミナーです。がんへの向き合い方、治療しながらの働き方など、企業も従業員も前向きに捉えて取り組むために必要な「がん」についての知識をお伝えします。

【共催】協和キリン株式会社

第2部 『治療と職業生活の両立支援について』

「がん患者の就労の現状」「傷病手当金、障害年金について」「利用できる制度」など、就業に関わる制度等について専門家が解説します。

大阪労働協会さまと製薬会社さまの共催による両立支援のセミナーに登壇いたしました。2部制になっており、第1部は医師による講演、そして第2部で弊所より治療と職業生活の両立支援につ

いてと題してお話をさせていただきました。両立支援コーディネーターの紹介や企業で取り組める支援方法、がん患者が知っておきたい社会保険制度についてご案内いたしました。最近では医療従事者の皆様が、「すぐに仕事を辞めなくていいんだよ」と声掛けをしてくださることが増えていると聞きます。治療に専念したいという方もいれば、やはり仕事は続けたいと思う方もいます。さらに、ご本人様だけではなくご家族様の希望や心配もあるのです。簡単には決められないことですし、企業様にとっても個別の支援や配慮が求められることも多く、なかなか両立支援が進まない現状があります。まずは、両立支援への関心を高め、少しずつでも取り組んでいただけたらと思います。

～ON (オフィス恩) ⇒ OFF (プライベート)～

新しい年度がスタートしましたね！春はワクワクすることが多い季節です。私自身も、2年間継続していた病院での相談業務を卒業し、新たな気持ちでこの4月を迎えています。子どもたちも新しい学年が始まるため、それぞれ準備に追われているようです。桜を観に行きたいなあと思っていたら、早いものだともう散り始めてるではないですか！！季節の移り変わりをゆっくりと感じられないほど日々の余裕がないのね・・・と少し反省しました🍀

★今月の御朱印★

京都の永観堂(禅林寺)の御朱印です。紅葉で超有名。関西で知らない人はいないのではないのでしょうか？毎年訪れても感動します！



では、また来月もよろしくお願いたします！